

緑会会則

(昭和61年6月改正)

(平成3年6月改正)

(平成6年6月改正)

(平成10年6月改正)

(平成12年6月改正)

(平成18年6月改正)

(平成23年6月改正)

(平成29年6月改正)

(令和元年6月改正)

(令和2年9月改正)

総則

第1章 名称・目的・所在地

第1条 本会は緑会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を図り合わせて名古屋工業大学生命・応用化学科との連絡ならびに斯界の発展に資するをもって目的とする。

第3条 本会は本部を愛知県名古屋市昭和区御器所町名古屋工業大学生命・応用化学科内に設置する。支部を便宜の地に設置する。

第2章 会員

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 正会員

名古屋高等工業学校、名古屋工業専門学校色染科・化学工業科・色染化学科・工業化学科、名古屋工业大学工業化学科・合成化学科・応用化学科・生命・物質工学科(物質化学系プログラム、生物生命系プログラム)・生命・応用化学科(生命・物質化学分野)・大学院工業化学専攻・合成化学専攻・物質工学専攻・産業戦略工学専攻・未来材料創成工学専攻・創成シミュレーション工学専攻(応用化学関係)・生命・応用化学専攻(生命・物質化学分野)、創造工学教育課程材料・エネルギーコース(生命・物質化学分野)、短期大学部工業化学科、第二部工業化学科・応用化学科・物質工学科、工業教員養成所工業化学科出身者(研究生、留学生等を含む)及び在学生

2. 特別会員

名古屋高等工業学校、名古屋工業専門学校色染科・化学工業科・色染化学科・工業化学科、名古屋工业大学工業化学科・合成化学科・応用化学科・生命・物質工学科(物質化学プログラム、生物生命プログラム)・生命・応用化学科(生命・物質化学分野)、工業教員養成所工業化学科の現教員ならびに旧教官・教員にして賛意を得たる者

3. 賛助会員

本会の趣旨を賛助し役員会の推薦による者

第3章 役員

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|-----|---------|-----|
| 1. 会長 | 1 名 | 1. 副会長 | 4 名 |
| 1. 幹事長 | 1 名 | 1. 副幹事長 | 4 名 |
| 1. 常任幹事 | 若干名 | 1. 幹事 | 若干名 |
| 1. 監事 | 1 名 | | |

- 第6条 幹事は会員より選出し、常任幹事は幹事会が会員より選出する。
- 第7条 会長は常任幹事会において正会員より推薦する。
- 第8条 副会長は常任幹事会において正会員及び特別会員より推薦する。
- 第9条 幹事長・副幹事長は常任幹事会において正会員より推薦する。
- 第10条 幹事長がその職務を行うことができない期間は、幹事長代行をおくことができる。幹事長代行は原則として副幹事長の互選による。
- 第11条 役員の任期は2年とし重任を妨げない。

第4章 運営

- 第12条 平常運営は常任幹事会で行う。但し、幹事長が重要であると認める事項については役員会または総会の決議を経るものとする。
- 第13条 常任幹事会が必要と認めた場合には顧問若干名を置くことができる。

第5章 事業

- 第14条 本会は下記の事項を行う。
- 1. 年1回総会を開催し、その他必要により隨時会合を開催する。
 - 1. 会員の研究発表
 - 1. 会員の就職紹介
 - 1. 会員名簿の充実に向けた卒業生連携室との情報交換
 - 1. その他必要と認める事項

第6章 会計

- 第15条 会経常費は入会金、会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。
- 第16条 会員は入会金として千円、会費（終身）として四千円を納付するものとする。

第7章 総則変更

- 第17条 本会総則は総会出席正会員過半の同意を得られなければ変更できない。

第8章 設立年月日

- 第18条 本会の設立年月日は、昭和16年4月1日とする。（改組により工業化学科が誕生した日に発足）